

総合窓口『ふむふむ』



～総合窓口でできる各種手続き等を随時ご案内します～



戸籍の種類について解説します



前回、戸籍について解説しましたが、今回は戸籍の種類について解説します。まず、戸籍には「戸籍」「除籍」「改製原戸籍」の3種類があります。これらの戸籍は、必要な場面に応じて取得すべき戸籍が違います。

戸籍

現時点で進行中の戸籍のことで、婚姻・出生・死亡などその内容が追加されていきます。そのため、その内容が追加されて変わる可能性があります。もし、現在の戸籍を取得しなければいけない時には、戸籍を取得すれば良いことになりません。

◎手数料：1通 450円

除籍

すでに閉鎖された戸籍のことです。もともとは同一戸籍内の全員が、婚姻又は死亡等により除かれた場合、または本籍地を他の市区町村に移転する「転籍」がされた場合、戸籍は除籍となります。

◎手数料：1通 750円

改製原戸籍

すでに閉鎖された戸籍で、戸籍であったものが、戸籍を法改正などで新しい様式に書き改めることを「改製」といい、改製した従前の戸籍を改製原戸籍と呼びます。

◎手数料：1通 750円

○さらに、上記で説明した戸籍には「謄本」と「抄本」の2種類があります。
(金額はどちらも一緒です。)

謄本・・・戸籍に入っている全員分が記載されているもの
抄本・・・戸籍に入っている一部の人が記載されているもの

※現在の戸籍は法改正により、縦書きのものから、コンピュータで管理された横書きのもの（下川町では平成26年11月より）となっており、横書きの戸籍謄本を「全部事項証明書」、戸籍抄本を「個人事項証書」と言います。



代表的な戸籍の取得場面

戸籍が必要になる代表的なケースとして、パスポート申請や婚姻届などがあります。また、相続手続きなどでは、亡くなった人の出生時から死亡までが記載された戸籍が必要になることがあり、このような場合は戸籍のほかに、除籍や改製原戸籍も必要になる場合が多いです。

■お問い合わせ
税務住民課 住民生活グループ
☎ 4-2511内線 116・117
☆ 4-251103

総合窓口担当



今月の掲載は伊林が担当しました。